令和５年度 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（第４６回）
議　事　録

件　　名：令和５年度普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（第４６回）
日　　時：令和６年１月１０日（水）１０：３０～１１：３０
場　　所：パシフィックホテル沖縄（Ｗｅｂ会議併用）
委　　員：中村委員長、荒井委員、池田委員、奥山委員、茅根委員、五箇委員、塩田委員、
　　　　　仲田委員、服田委員、原委員、安田委員、矢吹委員
議　　事：１．開会
　　　　　２．議事
　　　　　①　前回委員会等における指導・助言事項とその対応方針について　　資料１
　　　　　②　サンゴ類の実行可能な環境保全措置について　　資料２
　　　　　③　海草藻場の生育範囲拡大について　　資料３
　　　　　④　工事の実施状況等について　　資料４
　　　　　　・ウミガメ類の上陸状況について
　　　　　　・ジュゴンの生息状況等について
　　　　　　・工事中における水の濁りについて
　　　　　３．閉会

配付資料：議事次第
　　　　　資料１　：前回委員会等における指導・助言事項とその対応方針について
　　　　　資料２　：サンゴ類の実行可能な環境保全措置について
　　　　　資料３　：海草藻場の生育範囲拡大について
　　　　　資料４　：工事の実施状況等について

【開会】

事務局より開会を宣言

【事業者挨拶】

阿野沖縄防衛局次長より挨拶

委員長：

それでは、１つ目の議事の前回委員会等における指導･助言事項とその対応方針について、事務局より説明をお願い致します。

【議事①：前回委員会等における指導・助言事項とその対応方針について】

事務局：

資料１の前回委員会等における指導・助言事項とその対応方針について説明致します。

まず、レッドリストサンゴ類の生息状況等についてです。

移植したオキナワハマサンゴから放出された幼生の着生も確認されており、正常な再生産が行われた旨の評価を、資料に記載することという指導・助言を頂きました。これについては、第４５回委員会資料２の２５ページにご指摘の評価を追記した資料を巻末に収録しています。

また、移植後モニタリングの結果、学術的に貴重な知見を得ることができたと評価できるというご意見を頂きました。これについては、特段、事業者の対応方針はありません。

次に、サンゴ類の実行可能な環境保全措置についてです。

中間育成施設の改良にあたり、杭の打ち込み深さの確保に留意することという指導・助言を頂きました。これについては、杭の打ち込み時には、計画した固定強度を満足するように打ち込み深さ０．６ｍを目標とし、それに満たない場合は杭の本数を増やして対応する方針です。

次に、工事の実施状況等についてです。

今後、水の濁り等シミュレーションを行う際には、適切なタイミングで計算条件などを資料に示すことという指導・助言を頂きました。これについては、例えば、水の濁りシミュレーションは、環境影響評価の段階で妥当性、つまり現況再現性を検証した予測モデルを用いて、当該工事実施時期の地形条件を設定して海水の流れを計算した後に、当該工事による濁りの発生位置及び発生負荷量を設定して、濁りが海域で拡散していく様子を計算する、という手順で行っています。それらの予測モデルや計算条件は環境保全図書に記載した通りですが、今後、シミュレーション結果を資料に掲載する際には、適切なタイミングでその概要を示していく方針です。

以上です。

委員長：

はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明に対して何かご意見等はございますでしょうか。
特にご意見等ないようですので、議事の１つ目については当委員会として特段の指導・助言事項はなし、とさせていただきたいと思います。
では、議事次第の２つ目の議事のサンゴ類の実行可能な環境保全措置について、事務局より説明をお願いします。

【議事②：サンゴ類の実行可能な環境保全措置について】

事務局：

資料２のサンゴ類の実行可能な環境保全措置について説明致します。
１ページは、サンゴ類の実行可能な環境保全措置に関する、これまでの概要を示しています。
「基本方針」は、資料に示したとおりです。この内容は、第３０回委員会においてご報告しています。
次に、これまでに行った「採苗」の概要について示しています。
令和４年度は、選定した４種の中から、クシハダミドリイシ１種の採苗に成功しており、このことは第４０回委員会においてご報告しました。
令和５年度は、選定した８種の中から、クロマツミドリイシ、ウスエダミドリイシ、クシハダミドリイシ及びスギノキミドリイシの４種の採苗に成功しており、このことは第４４回委員会において報告しています。
次に、これまでに行った「育苗」の概要について示しています。
中間育成の実施場所は、大浦湾湾奥のＭ１からＭ３を候補地として選定しました。施設構造は、第４１回委員会においてご報告したとおり、様々な種類の捕食生物による食害を防止できるカゴ型中間育成施設としました。
令和４年度種苗は、令和５年３月より中間育成を開始し、第４５回委員会でご報告したとおり、８月に接近した台風第６号の影響によりＭ１とＭ３の中間育成施設が流出、９月時点では、Ｍ２の２０種苗とＭ１からＭ２へ移した２種苗、Ｍ３からＭ２へ移した６種苗の合計２８種苗の生残を確認しました。
令和５年度種苗は、中間育成を開始する時期について、第４４回委員会でご報告したとおり、令和５年１０月時点での平均長径が５ｍｍに達しているかどうかで、種別に判断する計画としました。
２、３ページは、種苗の成育状況について示しています。
２ページは令和４年度種苗について示しています。中間育成は、令和５年３月から開始しており、１０月時点で、Ｍ２においてクシハダミドリイシ２７種苗の生残を確認しています。その内訳は元々Ｍ２で中間育成している種苗が１９種苗、台風第６号で流出した中間育成施設であるＭ１とＭ３より９月２２日に移した種苗が８種苗となります。その結果、全体の平均長径は、開始時の２４．３ｍｍから３７．７ｍｍに達しています。
令和５年１０月２６日のモニタリングにおいて、コケムシ類に２割程度被覆されている１

種苗を確認しました。当該種苗に対しては、コケムシ類の除去に伴う群体の欠損の影響により種苗が死亡する可能性があること、他の種苗へ拡大している状況は確認されていないことから、現時点でコケムシ類の除去は行わず、観察を継続する方針です。

３ページは令和５年度種苗について示しています。幼サンゴの飼育は、令和５年６月から実施しており、１０月時点でクロマツミドリイシ７４種苗、ウスエダミドリイシ３１７種苗、クシハダミドリイシ３種苗及びスギノキミドリイシ１０２種苗を育苗しています。

令和５年１０月時点で算出した平均長径は、クロマツミドリイシが３．４mm、ウスエダミドリイシが２．７mm、クシハダミドリイシが３．１mm及びスギノキミドリイシが３．２mmに達したところです。１０月時点で平均長径が５mmに達した種があれば、１１月からその半数の種苗について中間育成を開始する計画でしたが、４種とも平均長径が５mmに達していなかったため、全種苗について令和６年３月頃から中間育成を行う予定です。

以上です。

委員長：

はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、資料２について何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

はい、委員どうぞ。

委員：

資料２の３ページ目で、令和５年１１月から中間育成を開始する計画であったところ、成長が計画どおりには進まずに、今年の３月に中間育成を行う、というお話がありましたが、その辺りの要因について、何か考えられることはありますか。

委員長：

はい、事務局いかがでしょうか。

事務局：

サンゴの成長が遅くなる要因としては、例えば高水温や強光阻害、病気の発生などがあるのですが、幼サンゴの飼育は水槽で行っているところ、観察した限りでは、成育に影響を及ぼすような事象は確認されていないということで、どういった理由かというところはわからない状況です。ただ、飼育環境に特段の問題が生じているという訳ではありませんので、今後とも成長を見ていきながら、3月に中間育成を行っていきたいと思います。

委員長：

はい、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

特にご発言がないようですので、それでは、委員からサンゴの成長の具合について確認がありましたが、この議事につきましては特段の指導・助言事項はなかったと処理をさせてい

ただければと思います。
それでは、議事次第の３つ目の議事の海草藻場の生育範囲拡大について、事務局より説明をお願いします。

【議事③：海草藻場の生育範囲拡大について】

事務局：

資料３の海草藻場の生育範囲拡大について説明致します。
１ページは、海草藻場の生育範囲拡大の実施について示しています。
令和５年度の植付け地点は、第４０回委員会で植付け地点の候補として示した豊原海域の植付け地区Ａ及びＢの中の６地点について、令和５年１０月１０、１１日に現地踏査した上で、その中から２地点を選定しました。
令和５年度の植付けは令和６年１月に行う予定とし、その後、令和４年度植付けと同様に、モニタリングを夏季、冬季の年２回に加え、台風等による環境変化が生じたと考えられた場合にも実施する予定です。
２ページは、令和５年度の植付け地点について示しています。
第４０回委員会で植付け地点の候補として示した豊原海域の植付け地区Ａ及びＢの中の６地点の位置を右図の丸印に、概要を下表に示します。
令和５年度の植付けについては、これら６地点の中から、これまでの指導・助言や現地踏査を踏まえて、植付け地点②、⑤で行うこととし、それぞれ５０区画、合計１００区画の植付けを令和６年１月に行う予定です。
なお、令和４年度の植付けは、植付け地点③、④において、それぞれ５０区画、合計１００区画の植付けを実施しています。
巻末資料として、豊原海域における植付け区の設置箇所及び植付け後のモニタリング方針について収録しています。
以上です。

委員長：

ご説明ありがとうございました。
何かご意見等があれば、お願いします。
これまでご議論いただきました方針に則って、令和５年度植付けを１月に行う予定、という報告でございます。
はい、委員どうぞ。

委員：

どうもご説明ありがとうございます。以前、試験的に植え付けて推移を調べていましたが、ある時から突然、移植株が急激に減り始めたという事例がいくつかあったと思います。巻末資料の１ページにおいて、モニタリングの調査期間について植付け後３年を目安としていま

すが、そのような事象も３年以内の調査で捉えることが可能と考えてもよろしいでしょうか。

委員長：
　はい、事務局いかがでしょうか。

事務局：
　ご質問ありがとうございます。「急激に減少した」とは、台風等で急激に海底の砂面が削られるなどした際に、根こそぎ流出したことで変動したという趣旨で良かったでしょうか。

委員：
　移植株について、ずっとかなり良い状態で続いているものと、途中から減っていったものと２種類に分けられたと思います。そういうことを観測するには３年くらいの期間があればよろしいということでしょうか。

事務局：
　過去に実施した現地実証試験で調査期間の目安を植付け後３年としていたことについては、移植後１年目で「移植株の維持」、２年目で「移植株の拡大」、３年目で移植株由来の海草藻場の「安定」を評価するとしていたことによります。また、台風など気象海象の影響を見ようとすると単年では足りないでしょうし、２年だと平均が取れないので、３年見ておけば、概ね気象海象による影響を捉えられるのではないかという考えもあったと思います。
　ご指摘の、途中からだんだんと生残率が落ちてきたという事例についても、３年間のモニタリング結果を踏まえ、ここならば植付けに適しているだろうという環境条件を整理したうえで、現地踏査によって、良い条件がそろっている場所を見つけて、そこに植え付けたものです。
　今後につきましては、巻末資料１ページに、「拡大方策実施後３から５年程度」という環境保全図書の記載を引用していますが、必ずしも３年で終わるとか、５年まで行うというところを予め決めている訳ではありません。ここのところは、現在も実施中のモニタリングの結果を委員会で報告する中で、調査をどのくらいの期間継続すれば良いかというところをご指導いただければと思っています。
　以上です。

委員：
　はい、どうもありがとうございます。モニタリングをやっていきながら、調査を継続するかどうかを決めるということでよろしいかと思います。

委員長：
　ほかにはいかがでしょうか。
　はい、委員どうぞ。

委員：

資料の２ページに令和５年１０月１０日、１１日の写真が示されていますが、植付け地点①と⑥では、藻場があまり顕著にみられないです。これは写真の写り方の問題なのか、もともと少なかったのか、どちらでしょうか。

事務局：

事務局の認識としては、これら６地点については、同様の環境であると考えています。

リュウキュウスガモ自体、自然のものは海底から何ｃｍかしか出てこないものですので、一面緑になるかというとそうではなく、あまり目立たないものと認識しています。

また、巻末資料の１ページの左上に、豊原における植付けのイメージ図を掲載していますが、この図のとおり、必ずしも、藻場の中に植え付ける訳ではございません。藻場の成育範囲を拡大することを目指しており、藻場の縁辺部に植えていくこととしていますので、写真を撮った場所が藻場の外側か、藻場の内側かにより、違いはあると思います。ただ、説明したとおり、我々としましては、６地点同じような環境条件であると認識しています。

以上です。

委員長：

はい、ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、２つご質問がありましたが、１つは植付け後３年程度を目安とするモニタリングの期間について確認がありました。今後モニタリングの結果を見ながら順応的に管理をしていくということだろうと思います。適宜モニタリングの結果をご報告いただいて、この委員会で確認をしながら、モニタリングがうまくいっているかどうかや、モニタリングの継続について、ご議論いただければと思います。

それから、令和５年度は植付け地点②と⑤に植付けを行うということをご報告いただきましたが、既存の藻場の周縁に植え付けていくという方針であるということを確認しました。それぞれ、特段の指導・助言事項ではないと判断致しましたが、よろしいでしょうか。計画どおり進めていただければと思います。

それでは、特段この委員会からの指導・助言事項はなかったということで議事を進めさせていただければと思います。

それでは、議事次第の４つ目の議事の工事の実施状況等について、事務局より説明をお願いします。

【議事④：工事の実施状況等について】

事務局：

＜工事の実施状況等について＞

資料４の工事の実施状況等について説明致します。
１ページは、埋立区域における土砂の荷下ろし状況になります。
２ページは、最新の状況について上空からの写真を示しています。

＜ウミガメ類の上陸状況について＞
３、４ページは、令和５年度のウミガメ類の上陸状況について示しています。
令和５年度も事後調査として、４月から１０月の期間に毎月２回、ウミガメ類の上陸状況を調査しました。
令和５年度は５月から１０月にかけて、合計４０箇所でウミガメ類の上陸痕を確認しました。
区域別では合計６区域で確認し、そのうちバン崎が２２箇所と最も多く、次いで辺野古・豊原で１０箇所、嘉陽で５箇所でした。
足跡から判別した種別の上陸数は、アオウミガメ２２箇所、アカウミガメ１５箇所、種不明３箇所でした。

＜ジュゴンの生息状況等について＞
５から１５ページは、ジュゴンの生息状況等についてです。
６ページは、ジュゴン監視・警戒システムによる調査の実施状況です。監視用プラットフォーム船による監視については、水中録音装置Ｋ－４地点において専門家からジュゴンの鳴音の可能性が高いとの意見を得た音が継続的に検出されたことを踏まえ、令和２年４月２１日より１隻追加して、合計４隻を配置して実施しています。
７ページです。施行区域内のＫ－４地点の令和２年２月から５月、８月及びＫ－５地点の６月の録音データから、海洋生物の鳴音のような音を検出し、専門家からジュゴンの鳴音の可能性が高いとの意見を得たことを第２５回から２９回委員会で報告しています。６月１１日よりＫ－４付近へ水中録音装置５台を追加配置していたものの、８月１６日にＫ－４のみで検出されていたことを受け、第２９回委員会で提示したＫ－４付近への水中録音装置の移設について、再検討の結果を踏まえ、１２月１７日から２２日にかけて実施しています。
８、９ページは、前回委員会で報告した以降のジュゴンの確認状況をまとめています。令和５年９月１日から１０月３１日までの間には、ジュゴンのものである可能性の高い鳴音は検出されていません。また、ジュゴンの姿や痕跡も確認されていません。
１０ページは、マンタ法によるジュゴンの食跡の発見状況の推移です。平成３０年１２月以降、令和５年１１月までの調査において、食跡は発見されていません。
１１ページは、ジュゴンの追加対応の実施状況についてです。第４５回委員会で提示した海草藻場利用状況調査、ヘリコプターからの生息確認調査、重点海域におけるジュゴンの生息状況調査、プラットフォーム船の運用、水中録音装置の運用、水中カメラでの記録、人工物の影響の確認検討の結果及び今後の対応を示しています。いずれの調査においてもジュゴンの食跡や姿は確認されておらず、今後も同様の対応を継続する計画です。
１２ページは、大浦湾内の海草藻場利用状況調査の追加調査結果です。令和５年１１月ま

での調査において、大浦湾内では海草類の生育はみられましたが、ジュゴンの食跡は発見されませんでした。

１３ページは、ヘリコプターからの生息確認調査結果です。令和５年１１月２８日までに実施した調査では、久志沖も含めてジュゴンは確認されませんでした。

１４ページは、重点海域のジュゴンの生息状況調査結果です。秋季調査を令和５年１０月に４日間実施しましたが、ジュゴンは確認されませんでした。

１５ページは、水中カメラの実施状況及び結果です。令和５年１１月３０日までにおいて、ジュゴンらしきものは撮影されませんでした。

＜工事中における水の濁りについて＞

１６から２４ページは、工事中における水の濁りについてです。

１７ページには濁りの影響の環境保全目標値を超過した場合の対応について記載しています。

１８から２０ページは、前回報告から令和５年１２月２日までの期間の水の濁り監視調査の結果を示しています。

濁りを発生させる可能性のある海上工事が施工されなかったため、工事箇所周囲の地点の監視調査は実施しませんでした。

工事期間中、サンゴ類及び海草藻場の分布域近隣、並びに河川の河口付近において、水の濁りを観測しているところ、次ページ以降の表のとおりＣ１、Ｃ７で基準値を超過する水の濁りを観測しました。

陸上での工事箇所では監視員が濁りが拡散していないかを監視しており、この期間、基準値を超過した日についてこれら工事箇所からの濁りの拡散は確認されていません。

Ｃ１の下層付近における基準値超過は、本地点の海底の底質はシルト・粘土が主体であることから、潮流等による底質の巻き上げによるものであると考えられ、これら工事箇所から離れていることからも、工事とは関連性のないものと考えられました。

Ｃ７における基準値超過は、高波浪による底泥の巻き上げが主な要因と考えられました。

２１ページは、辺野古漁港・Ｋ－４護岸周辺において基準値の超過を確認した際の考察です。

辺野古漁港・Ｋ－４護岸周辺における水の濁りの監視地点のうち、令和５年１０月１４日、１１月２日にＣ７で基準値を超過する水の濁りを観測しました。

基準値を超過する水の濁りが確認された１０月１４日、１１月２日には、濁りを発生させる可能性のある海上工事は行われておらず、濁りは工事によるものではないと考えられました。

１０月１４日、１１月２日のＣ７における基準値超過について、１０月１４日は、名護市において波浪注意報が発表されており、高波浪に伴いＣ５等の沖合の地点の調査が中止になるほど海況が荒れていました。

以上の周辺の状況に鑑み、高波浪による底泥の巻き上げによるものである可能性が高いと考えられました。なお、Ｃ７の近傍に位置するＲ４でも高い値の濁りが確認されており、辺

野古漁港周辺において濁りが発生していました。
　これらの考察は、第４５回委員会で報告したとおり、多変量回帰分析によっても裏付ける結果が示されているものです。
　２２ページは、辺野古漁港・Ｋ－４護岸周辺の水の濁りと塩分の推移をグラフで整理したものです。
　２３ページは、大浦湾・辺野古崎周辺の水の濁りと塩分の推移をグラフで整理したものです。基準値を超過する水の濁りは観測されていません。
　２４ページは、大浦湾・湾奥部の水の濁りと塩分の推移をグラフで整理したものです。

　＜沖縄県が公表したジュゴン調査に係る報告書についての照会文書＞
　最後に、沖縄県が公表したジュゴン調査に係る報告書についてご報告します。
　これまでの委員会において、令和５年４月２５日にその報告書の内容について照会する文書を県に送付し、６月１２日に県から回答があったこと、これを受けて７月２７日に再照会文書を送付していることをご報告しました。
　その後、１１月１日に県から回答がありましたが、この回答内容にはなお不明な点があったため、改めて１２月１４日に再々照会文書を送付しましたので、ご報告します。県からの回答文書及び再々照会文書は、席上に配布しています。
　以上です。

委員長：
　説明ありがとうございました。
　それではご質問、コメントございましたら、よろしくお願い致します。
　はい、委員どうぞ。

委員：
　ウミガメについてお伺いしたいのですが、今年度の上陸状況をご説明いただいたのですけれども、今年度は例年と比べてどうか。あるいは、以前ほかの場所との比較も示していただいたような気がしますが、今年度はいかがでしょうか。

委員長：
　事務局いかがでしょうか。

事務局：
　今年度の上陸痕の確認箇所は４０箇所ということですが、昨年度は9箇所でしたので、増加したという状況になっています。ほかの地域との比較については、これまで公表されている鹿児島県等のデータがありますが、こちらはまだ今年度のデータが公表されていないため、比較はできておりません。
　令和５年度の事後調査報告書を作成する段階で、比較検討してまいりますので、今後、ご

説明したく思います。

委員：
　よろしくお願い致します。比較検討しておくことは非常に重要ですので、次回以降にお示しいただければと思います。

委員長：
　はい。ありがとうございました。
　ほかにはいかがでしょうか。
　委員どうぞ。

委員：
　委員からもご意見あったように、今年度のデータだけ示されても、ウミガメ自体のある程度のタイムスパンにおける傾向と、工事エリア以外における動態というものを、しっかり比較検討することで、実際、工事の影響があるのか否かということを分析することが大事です。今年度はこれだけ上陸しましたという数字だけ眺めていてもあまり意味はないので、そういったデータのまとめ方、提示の仕方を検討していただきたいと思います。
　以上です。

委員長：
　はい。ありがとうございました。
　では、委員どうぞ。

委員：
　１つ確認をさせていただきたいのですが、４ページで、種不明が３箇所あった、ということですが、この「種不明」は、アオウミガメか、アカウミガメか、あるいはそれ以外の種なのかが不明であると解釈してよろしいのでしょうか。

事務局：
　おっしゃるとおりです。

委員：
　了解しました。

委員長：
　はい、ありがとうございます。
　この件につきまして、ご専門の委員もご参加いただいていますが、何かコメントがありましたら、発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：

先ほどの質疑にあった「種不明」についてですが、足跡による種判別では、アオウミガメとアカウミガメは、砂浜での歩き方が違うので足跡の付き方が異なるため、それをもって種判別をする訳ですけれども、上陸から日数が経つと、足跡の痕跡が消失しますので、種判別が難しくなります。また、この地域では、稀ですけれども、アオウミガメやアカウミガメ以外にタイマイも上陸する可能性があります。ただ、この個体は非常に小型で、足跡が非常に付きにくく、付いたとしても不鮮明な足跡になります。そういうことを含めて「種不明」と判断しているということです。

その前に委員等からご指摘があった他地域あるいは過去との比較については、事務局から説明のあったとおり、今年度に関して公表されているデータはまだありませんが、私の見聞している限りでは、他地域において例年同様の上陸数であるということですので、今年度の事業実施対象海域における上陸数については特段問題ないと思います。

以上です。

委員長：

はい、ご説明ありがとうございました。非常によく分かりました。

他にはいかがでしょうか。

委員、よろしくお願いします。

委員：

毎回伺っていますが、沖縄県全域でのジュゴンの目撃等の情報について、新たに沖縄県や環境省、あるいはＮＰＯの情報はありますか。

事務局：

聞いている限りでは、そういった情報は耳に入っていない状況です。

委員：

久志沖の糞のＤＮＡの結果はその後どうなりましたでしょうか。

事務局：

久志沖の糞の件につきましては、先ほども沖縄県とのやり取りを報告させていただき、再々照会文書という形で、さらなる質問をしている状況で、その回答を踏まえて、今後の対応を判断したいと思っています。

委員：

了解しました。ありがとうございました。

委員長：

はい、ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

ウミガメの上陸数についていくつか確認のご質問と、それから専門の立場からの委員のご説明もありました。本日の資料４の４ページにありますように、今年度の調査結果を示されたということですけれども、これまでの委員会で報告があったように、経年的な上陸数の推移、あるいは他海域の情報は、工事の影響を判断するうえで非常に重要な情報になりますので、これを適宜、資料として加えていただきたいというコメントがありました。この点は非常に大事なポイントだと思いますので、これを本委員会での指導・助言事項とさせていただければと思います。

ほかにも、ジュゴンの生息状況等につきまして、他機関での調査状況についてご質問がありましたけれども、ご回答のとおりだと思います。

それでは、ウミガメ類の上陸について、過去の上陸状況とともに他海域の上陸状況も合わせて示していただきたい、ということを指導・助言事項とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。では、そのようにしたいと思います。

【全体事項】

委員長：

全体を通じて、言い忘れたこと、ご指摘、あるいは質問事項などありましたら受け付けたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、予定していました議事をすべて終えましたので、進行を事務局にお返し致します。

事務局：

最後に１点申し上げますが、たった今現場から連絡がありまして、本日、大浦湾側の工事に着手する予定であるとの報告を受けましたので、この場で報告致します。

本日はご議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第４６回普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会を終了します。ありがとうございました。